

調達概要書（国外臨時運航）
〈公募〉

- 1 品名： 航空タービン燃料
- 2 物品番号： 9130-423-9423-5
- 3 概算数量： 調達要求書において示す。
- 4 納入期間： 令和元年6月10日から令和2年3月31日を対象期間とし、給油予定日等については調達要求書において示す。
- 5 適用航空機： 航空自衛隊が保有するB-777及びその他の航空機
- 6 搬入場所等： (1) 表1に示す国外空港のいずれかで供給を受けたのち、表2に示す目的空港のいずれかに向けて運航する。
(2) 表1に示す国外空港のいずれかで供給を受けたのち、表2に示す目的空港のいずれかに向けて運航し、供給を受ける。
(3) 表2に示す目的空港のいずれかにおいて供給を受ける。
(4) 搬入場所等については上記(1)、(2)及び(3)のいずれかにより供給を受けるほか、細部は調達要求書において示す。

表1 往路における経由空港

No	国名	空港名	所在都市等	IATAコード	ICAOコード
1	アラブ首長国連邦	アブダビ国際空港	アブダビ	AUH	OMAA
2		ドバイ国際空港	ドバイ	DXB	OMDB
3	サウジアラビア	キング・アブドゥルアズィーズ国際空港	ジッダ	JED	OEJN
4		キング・ハーリト国際空港	リヤト	RUH	OERK
5		リヤト空軍基地		XXN	OERY
6	エジプト	カイロ国際空港	カイロ	CAI	HECA
7	ヨルダン	クイーンアリア国際空港	アンマン	AMM	OJAI
8		アンマン・シビル空港		ADJ	OJAM

表2 目的空港

No	国名	空港名	所在都市等	IATAコード	ICAOコード
1	イラン	メヘラーバード国際空港	テヘラン	THR	OIII
2		エマーム・ホメイニー国際空港		IKA	OIII

- 7 適用仕様書： C&LPS-P91114の最新版
- 8 調達要領： 調達要領は、比較的短期間、適時に指定する所要量を供給すること。
- 9 要求事項： (1) 調達要求書により示す国外空港において、特異な制限を受けることなく、航空タービン燃料の供給が可能であること。
- (2) 官が契約相手方に対し、給油予定空港における現地給油会社の給油能力、航空タービン燃料の種類及び給油方式（ハイドラント方式又はレフューラー方式）等を問い合わせた場合は、速やかに提示できること。
- (3) 給油空港における航空タービン燃料の品質保証書を官が示す期日までに提出すること。
- (4) 契約相手方は、給油予定空港における現地給油会社の連絡先を提示できること。提示できない場合は、給油予定空港等に連絡員を用意する等の代替手段を講ずること。
- (5) 緊急に航空機を運航する必要があるため、土・日曜日、祝祭日であっても、契約相手方は、迅速かつ確実な給油の手配ができるように態勢を整えられること。
- (6) 契約相手方は、官から給油予定空港におけるグランドハンドリング業者等との事前打ち合わせ等への現地給油会社等の参加を依頼された場合には、参加協力を促すことができること。
- (7) 契約相手方は、次に示す情報管理態勢について提示が可能であること。
- ア 情報管理に対する会社の方針
 - イ 社内規則の整備状況
 - ウ 社員教育の実施状況（教育概要、頻度等）
 - エ 現地給油会社に対する情報管理方法（守秘義務の取り交わし等）
- (8) 給油車又はハイドラント等に不具合が発生した場合（給油車が待機していない、又は給油時間になっても来ない等）の不測事態等に対処するための連絡態勢を確立する。
- (9) 契約履行上の業務処理要領は次のとおりとする。
- ア 契約相手方は、運航部隊、給油会社、グランドハンドリング業者等関係各所との細部調整を実施する。
 - イ 契約相手方は、現地給油会社に対して、給油に係る詳細（機種機番、到着時間、出発時間、燃種及び給油日時等）を手配済みであることが証明できるレター等を官が示す期日までに航空自衛隊補給本部に送付する。
 - ウ 契約相手方は、現地給油会社が給油を実施するにあたり、運航部隊による給油数量確認等の立会が円滑に実施出来るよう調整に努めること。
 - エ 契約相手方が納品書を作成（運航部隊へ送付）する。